

医療法人 小野崎医院 介護医療院 料金表

令和3年4月1日より

多床室

(単位)

1か月30日計算

(円)

要介護度	施設 利用料	段階	食費	居住費	サービス提供 体制強化	感染対策 指導管理	褥瘡対策 指導管理	介護処遇 改善加算	特定処遇 改善加算
要介護1	757	第1段階 第2段階 第3段階 第4段階	300	0	22	6	6	2,6%	1,5%
要介護2	861								
要介護3	1081								
要介護4	1175								
要介護5	1259								

1か月あたりの合計			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
33,703	47,503	55,303	81,613
36,951	50,751	58,551	84,861
43,822	57,622	65,422	91,732
46,757	60,557	68,357	94,667
49,381	63,181	70,981	97,291

従来型個室

要介護度	施設 利用料	段階	食費	居住費	サービス提供 体制強化	感染対策 指導管理	褥瘡対策 指導管理	介護処遇 改善加算	特定処遇 改善加算
要介護1	655	第1段階 第2段階 第3段階 第4段階	300	490	22	6	6	2,6%	1,5%
要介護2	756								
要介護3	979								
要介護4	1071								
要介護5	1157								

1か月あたりの合計			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
45,217	47,917	80,317	117,157
48,372	51,072	83,472	120,312
55,336	58,036	90,436	127,276
58,209	60,909	93,309	130,149
60,895	63,595	95,995	132,835

- ・初期加算・・・入院後一か月間加算される 250単位×1回、30単位×30回 合計1150 (上記の合計金額にプラス)
- ・介護職員処遇改善加算・・・施設利用料+サービス提供体制加算+感染対策指導管理+褥瘡対策指導管理×2,6%×30(上記の金額に含まれています)
- ・介護職員等特定処遇改善加算・・・施設利用料+サービス提供体制加算+感染対策指導管理+褥瘡対策指導管理×1,5%×30(上記の金額に含まれています)
- ・白湯ボトル・・・1本 300円(税別) 延長チューブ・・・1本 450円(税別) 定期的に交換します。
- ・日常生活に必要なティッシュ、おしり拭き、シャンプー、ボディソープ、お茶等は負担していただく オムツは施設利用料に含まれます。

負担限度額認定証をお持ちの方は、食費・居住費は上記の通り定められた額が自己負担となります。
(負担限度額認定証とは食費・居住費の負担軽減の制度です。申請・対象者の判定は市役所の長寿福祉課となります。)

- 第1段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- 第2段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
- 第3段階・・・市町村民税世帯非課税であって、年金と所得合計が80万円超266万円以下の方
- 第4段階・・・第1～3段階以上であって、年金と所得合計が266万円超の方、家族に課税対象者のいる方